

2025年12月17日

各 位

株式会社メディロム
代表取締役社長 江口 康二

募集株式の発行に関する取締役会決議及び募集株式の特定引受人に関する事項の公告

2025年12月17日、当社取締役会において、法令又は規則に基づき必要な手続が完了していることを条件として、当社普通株式を原株とする米国預託証券(以下「本件ADR」という。)の本邦外での募集(以下「本件ADR募集」という。)において本件ADRが表章する当社普通株式(以下「本件原株式」という。)の発行(以下「本件原株式発行」という。)につき、下記のとおり決議いたしましたので公告いたします。

本募集株式の発行に伴い会社法第206条の2第1項に規定する特定引受人が生じることから、同条第1項及び第2項に基づき、特定引受人に関する事項を公告いたします。

記

1. 本件原株式発行

- | | |
|------------------------|--|
| ① 募集株式の種類及び数 | 当会社普通株式 1,739,130 株(上限) |
| ② 募集株式の払込金額 | 払込金額は、本件ADRの発行価額(本件ADRの発行価格(日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第25条に規定される方式に準じた方法で米国市場において行われるブックビルディングの方式により米ドル建てで決定される予定。)から主幹事引受証券会社への引受手数料を控除した額であり、本件ADRの発行価格と併せて米ドル建てにて決定される。)と同一とする。 |
| ③ 払込期間 | 2026年1月1日から2026年4月30日まで |
| ④ 増加する資本金及び資本準備金に関する事項 | 本件原株式の発行に関して増加する資本金の額は、会社計算規則第14条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。また、増加する資本準備金の額は、当該資本金等増加限度額から当該増加する資本金の額を減じた額とする。 |

2. 本件オーバーアロットメント対象株式の発行

- | | |
|--------------|--|
| ① 募集株式の種類及び数 | 当会社普通株式 260,870 株を上限とする。
(ただし、本件原株式の発行数に 0.15 を乗じた数を上限とする。) |
| ② 募集株式の払込金額 | 払込金額は本件原株式の払込金額と同一とする。 |
| ③ 払込期間 | 2026年1月1日から2026年4月30日まで |

- ④ 増加する資本金及び資本準備金に関する事項
- 本件原株式の発行に関して増加する資本金の額は、会社計算規則第14条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。また、増加する資本準備金の額は、当該資本金等増加限度額から当該増加する資本金の額を減じた額とする。

3. 募集株式の特定引受人に関する公告

- ① 特定引受人の名称及び所在地
- ザ・バンク・オブ・ニューヨーク・メロン
(The Bank of New York Mellon)
アメリカ合衆国ニューヨーク州ニューヨークグリニッジストリート 240 番(10286)
(240 Greenwich Street New York, NY 10286 USA)
7,641,433 個
(注)第2①記載の本件オーバーアロットメント対象株式の上限数 260,870 株に係る議決権数を含み、特定引受人が本件原株式及び本件オーバーアロットメント対象株式の全てを引き受けた場合の議決権数の最大値を記載しています。以下、③及び④において同様です。
なお、本公告日時点において、2025年9月26日及び10月28日に当社取締役会で行った募集株式の発行決議に基づく普通株式の発行は実施されておらず、本②でも同決議に基づく株式発行がなかったことを前提にしております。
2,000,000 個
- ② 特定引受人が引き受けた募集株式の株主となった場合に有することとなる議決権の数
- 9,901,950 個
- ③ ②の募集株式に係る議決権の数
- 9,901,950 個
- ④ 募集株式の引受人の全員がその引き受けた募集株式の株主となった場合における総株主の議決権の数
- 9,901,950 個
- ⑤ 特定引受人に対する募集株式の割当てに関する取締役会の判断・理由
- 当社には、事業拡大のための大規模な資金調達の必要性が認められること、本第三者割当増資は本件ADR発行のために預託銀行である特定引受人に対して行うものであること、本第三者割当増資の資金使途には合理性が認められることから、特定引受人に対する募集株式の割当ては必要かつ妥当と判断いたしました。
該当事項はありません。
- ⑥ ⑤の判断が社外取締役の意見と異なる場合には当該意見
- 上記⑤と同じです。
- ⑦ 特定引受人に対する募集株式の割当てに関する監査役等の意見

以上